

No.155
2019
2/12



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



第45回定期中央委員会報告②

運動方針(案)の不当労働行為に関する修正動議を提出 不当労働行為に対してはあらゆる手を尽くしてたたかうべきだ!!

【修正動議の内容】

JR東日本会社やグループ会社が行なっている脱退強要や、試験・昇進・異動等に関する差別、不利益扱いは、多くの証拠(音声データ含む)・証人を確保しており、すべての組合員・家族の利益を守る観点から、労働委員会の活用等、あらゆる手を尽くしてたたかう。

【理由】

- ①第35回臨時大会で「救済申し立ての取り下げ決定」や、第37回臨時大会「あらゆる手を尽くしてたたかう修正動議の否決」は、組織内の手続き上の問題として議論され、労働委員会には持ち込まないことを目的化しており、止まらない不当労働行為に対して、いかにたたかうのか!議論が深まっていない。
- ②労働委員会は労働者救済の行政機関であり、悪辣な不当労働行為に関しては労働委員会を活用することは当然である。また、分会役員が職場で発生した脱退強要の事象を労働相談所に相談すると「労働委員会に相談した方がいい」と複数の労働相談所からのアドバイスを受けている。
- ③団体交渉を進めてきたが、会社は不当労働行為を行った事実を一切認めず、労使の議論では一切の前進はない。JR東労組に対する不当労働行為は1年間にわたり継続的に行われている。また東京地本は、東京都労働委員会にあっせん申請をしたが、会社は拒否した。
- ④管理者向けに文書が出された(10/19)以降も、悪辣な脱退強要が行われていること。(大崎運輸区分会では、指定職が「抜けないと村八分」「今のうちに抜ければ要望に沿えるように話を通す」や、現場長・地区指導センター所長によって、居酒屋で数時間にわたって脱退強要が行われた。)
- ⑤エルダー雇用の本体勤務枠拡大に関しても、国鉄改革を担った功労者に対しても、東労組組合員であることを理由に、本体勤務に就かせない差別が行われている。
- ⑥18春闘でスト権すら確立させていないJRバスに対しても、経営幹部や現場長による不当労働行為が公然と行われている。

【賛成意見】

渡邊委員(東京)

- ・不当労働行為に対して現場のたたかいだけでは限界がある。
- ・あったことをなかったことにはできない。東労組加入を理由に差別人事が行われている。本体勤務を希望する組合員に対して退職期日直前まで示されないばかりか、要員不足であるにもかかわらず、関連会社への異動提示。
- ・JRバスでも公然と不当労働行為が行われている。悪宣伝・退職強要などに対して、バス関東本部も団体交渉で実態を訴えているが、会社は認めない。
- ・第三者機関依存でなく、活用した行動こそが不当労働行為根絶に向けたたたかいである。

【反対意見】

石川委員(盛岡)

- ・第三者機関の判断は第三者が行うので絶対に勝てる保証は無い。
- ・第三者機関を活用する場合は組織的に闘う体制の構築、本人と当該職場の決意と闘いの高揚が前提。
- ・主戦場は職場。本部、地本、支部、分会が連帯して闘うことが主軸。
- ・わざわざ修正する必要はない。

採決 反対 70 棄権 0 賛成 40 無効 0